

地域経済政策推進事業費補助金（被災１２市町村における地域のつながり支援事業）
交付規程

制定 令和６年４月１６日
被災１２市町村における地域のつながり支援事業事務局
株式会社ジェイアール東日本企画

（通則）

第１条 地域経済政策推進事業費補助金（被災１２市町村における地域のつながり支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、地域経済政策推進事業費補助金（被災１２市町村における地域のつながり支援事業）交付要綱（２０１６０５２７財地第３号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条 補助金は、民間団体等（以下「間接補助事業者」という。）が、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下、「１２市町村」という。）における被災者の人々とのつながり創出を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を行う事業（以下「補助事業」という。）に係る経費に対して、その費用負担を軽減するため当該費用の一部を助成し、被災者の人々とのつながり創出を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を支援することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第３条 株式会社ジェイアール東日本企画（以下「ジェイアール東日本企画」という。）は、別表１に掲げる要件を満たす補助事業について、外部審査委員会の審査結果を踏まえて経済産業省と協議の上採択した間接補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてジェイアール東日本企画が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

２ 補助対象経費の区分及び補助率は、別表２のとおりとする。

（交付の申請）

第４条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書にジェイアール東日本企画が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、ジェイアール東日本企画に提出しなければならない。

２ 間接補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 間接補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 ジェイアール東日本企画は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第2項の規定に基づく納付命令の指示について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

- 第7条 ジェイアール東日本企画は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を間接補助事業者に送付するものとする。
- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 ジェイアール東日本企画は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 4 ジェイアール東日本企画は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
 - 5 ジェイアール東日本企画は、第1項の通知を行った場合には、経済産業省に対して報告するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にジェイアール東日本企画に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第9条 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、ジェイアール東日本企画の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書をジェイアール東日本企画に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 ジェイアール東日本企画は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 ジェイアール東日本企画は、第1項の承認に際して、あらかじめ経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第11条 間接補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、ジェイアール東日本企画に届け出なければならない。

3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をジェイアール東日本企画の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 ジェイアール東日本企画が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がジェイアール東日本企画に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ジェイアール東日本企画は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がジェイアール東日本企画に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) ジェイアール東日本企画は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) ジェイアール東日本企画は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に

影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ジェイアール東日本企画が行う弁済の効力は、ジェイアール東日本企画が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第13条 間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書をジェイアール東日本企画に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第14条 間接補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、ジェイアール東日本企画の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書をジェイアール東日本企画に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第15条 間接補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月21日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書をジェイアール東日本企画に提出しなければならない。ただし、ジェイアール東日本企画が認めた場合には、2月21日を3月14日とすることができる。
- 2 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、ジェイアール東日本企画は期限について猶予することができる。
- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16条 ジェイアール東日本企画は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。
- 2 ジェイアール東日本企画は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書をジェイアール東日本企画に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかにジェイアール東日本企画に報告しなければならない。

2 ジェイアール東日本企画は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 ジェイアール東日本企画は、第10条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 間接補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づくジェイアール東日本企画の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 ジェイアール東日本企画は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 ジェイアール東日本企画は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

5 ジェイアール東日本企画は、第1項の取消し又は変更に際して、あらかじめ経済産業省と協議を行うものとする。

(財産の管理等)

第20条 間接補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 ジェイアール東日本企画は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をジェイアール東日本企画に納付させることがある。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役

員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月16日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1（第 3 条関係）

間接補助事業者の要件 1	次の全ての要件を満たす団体等とする。 （１）日本に拠点を有していること。 （２）本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 （３）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 （４）経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。 （５）別紙暴力団排除に関する誓約事項に該当しないこと。 （６）事業の目的に合致した活動を行う団体等であること。 （７）特定の政治、思想、宗教の活動を主たる目的とした団体等でないこと。
間接補助事業者の要件 2	取組を実施する地域に応じて、次の要件を満たすこと。 （１）１２市町村内で実施する場合 ・申請法人・団体等の中に１名以上、１２市町村で被災された方が含まれること。 （２）１２市町村外で実施する場合 ・申請法人・団体等の代表者が、１２市町村で被災された方であること。 ・申請法人・団体等の中に５名以上、１２市町村で被災された方が含まれること。
補助事業の要件 1	１２市町村における被災者の人々とのつながり創出を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組であって、次のいずれかの要件を満たす事業であること。 （１）地元地域の農・商工産品等を活用した取組 （２）近隣の商工業施設の集客効果が見込める取組 （３）地域経済・コミュニティの発展や産業振興に繋がる取組 （４）地域の環境保全や省エネ・再エネ推進に繋がる取組 （５）住民の安全・安心の確保に繋がる取組
補助事業の要件 2	以下の（Ａ）から（Ｅ）の要件をすべて満たすこととします。 （Ａ）収益を目的としない取組であること。 （Ｂ）異なる世帯の１２市町村民の５名以上の参加が見込まれる取組であること。 （Ｃ）継続的に行う取組であること。 （Ｄ）同一団体等が同一公募回に複数申請をする場合は、それぞれの取組が異なるものであり、かつ、取組の主たる対象者が異なっていること。 （Ｅ）補助対象経費の全てを第三者への委託費、外注費としていない取組であること。

別表 2（第 3 条関係）

補 助 事 業		補助率	上限額
補助対象経費 の区分	内 容		
被災 1 2 市町村 における地域の つながり支援事 業費	被災者の人々とのつながり創出を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組に要する経費（謝金、旅費、会場借料、会議費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、機材借料、調査費、保険料（イベント行事保険、ボランティア保険等）、振込手数料、補助員人件費、外注費、委託費、その他事業を行うために必要な経費であってジェイアール東日本企画が認めたもの）。なお、内容の詳細について別に定められている場合は、それに従うこと。	定額	1 0 0 万円

(様式第1)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和6年度地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり支援事業）交付申請書

地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり支援事業）交付要綱（20160527財地第3号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 事業名

2. 補助金交付申請額 _____ 円

3. 補助事業の開始及び完了予定日
（事業開始日）交付決定日 ～ （事業完了予定日）令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

4. 補助事業の内容
別添「事業計画書」のとおり

5. 上記3. の金額の算出根拠
別添「事業計画書」のとおり

(注)

- ・「事業計画書」は株式会社ジェイアール東日本企画が別に定める様式を用いること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

団体等の名称

及び代表者の氏名 宛て

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 名

令和6年度地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業) 交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業)については、地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業) 交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業) 交付要綱(20160527財地第3号)及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第3)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和6年度地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり
支援事業）計画変更（等）承認申請書

地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり支援事業）交付規程第
10条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和6年度地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり
支援事業）事故報告書

地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり支援事業）交付規程第
13条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 5)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度地域経済政策推進事業費補助金（被災 1 2 市町村における地域のつながり
支援事業）状況報告書

地域経済政策推進事業費補助金（被災 1 2 市町村における地域のつながり支援事業）交付規程第
1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第 6)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度地域経済政策推進事業費補助金（被災 1 2 市町村における地域のつながり
支援事業）実績報告書

地域経済政策推進事業費補助金（被災 1 2 市町村における地域のつながり支援事業）交付規程第
1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
- (1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施日

(3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自己資金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

区 分	補 助 事 業 に 要 し た 経 費		補 助 対 象 経 費		補 助 金 充 当 額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交 付 決定額	実績額
事業費						

(ロ) 補助対象経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)
「別紙」のとおり

(注1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注2) 「別紙」は株式会社ジェイアール東日本企画が別に定める様式を用いること。

(様式第7)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和6年度地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり
支援事業）精算（概算）払請求書

地域経済政策推進事業費補助金（被災12市町村における地域のつながり支援事業）交付規程第
17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
※概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

金融機関名（漢字等）		金融機関コード (数字4桁)			
	銀行・信金 信組・農協				
支店名（漢字等）		支店コード (数字3桁)			
	本店・支店 支所・出張所				
預金種目（該当のものに○をつけてください）		口座番号（数字7桁） ※右づめでご記入ください			
1. 普通 2. 当座					
カ	ナ	表	記		
口座名義（漢字等）					

※「口座名義」を記入する際には、必ず通帳に記載されている口座名義人名とカタカナ表記部分をそのままご記入ください。

※ゆうちょ銀行へ振込を希望される場合は、金融機関コード、振込銀行名、振込用の支店コード、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等をご記入する際ご注意ください。

（ゆうちょ銀行口座番号<記号・番号>のままでは、入金できませんのでご注意ください）

(様式第 8)

番 号
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 団体等の名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地域経済政策推進事業費補助金（被災 1 2 市町村における地域のつながり支援事業）交付規程第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第 1 6 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. － 2. ） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。